

(公印・契印省略)
国海安第30号
令和3年6月16日

一般社団法人日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
峰本 健正

船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することといたしましたので、よろしくお取り計らいいただきますようお願ひいたします。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らいいただきますようお願ひいたします。

令和3年6月
国 土 交 通 省
海事局安全政策課

船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の背景

令和元年6月に開催された国際海事機関（IMO）の第101回海上安全委員会（MSC101）において、国際ガス燃料船コード（IGFコード）の規定を明確化するための統一解釈（MSC.1/Circ.1605）が承認されたところ、IGFコードに関するIMO統一解釈の取扱いを船舶検査心得に定める等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) IGFコードに関する統一解釈の取り入れ
低引火点燃料タンクの貯蔵場所の取扱いを明確化する等のIMO統一解釈（MSC.1/Circ.1605）を取り入れる。
- (2) その他
その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和3年6月16日
施 行：令和3年6月16日

○1-1 船舶安全法施行規則

		改	正	後	改	正	前	備 考	
(定義)					(定義)				
1. 4(a) • (b)	(略)				1. 4(a) • (b) (略)				
<u>(c)</u>	甲板昇降型の船舶であつて、洋上風力発電設備等の建設等に使用することを目的として建造される国際航海に従事する自航式の船舶については、「MODUコード(決議A.1023(26))」又は「特殊目的船コード(決議MSC. 266(84))」いづれかの基準を適用すること。				(新設)				
<u>附 則</u> (令和3年6月16日) (施行期日)									
(a) 本改正後の心得は、令和3年6月16日から施行する。									

○3-1 船舶設備規程

(二重傍線の部分は新設部分)

	改	正	後	改	正	前	備考
(配電)				(配電)			
<u>240.0(a)</u>	接続する電灯及び小型電気器具の合計負荷電流が最終分岐電路の保護装置の定格電流の80%を超えない場合には、15箇を超えるものとして差し支えない。この場合、使用するケーブルはJIS C 3410「船用電線」に適合すること。			(新設)			
<u>240.0(b)</u>	次に掲げる要件をすべて満足する場合にあつては、240.0(a)における「定格電流の80%を超えない場合」を「定格電流を超えない場合」と読み替えて適用して差し支えない。			(新設)			
	(1) 居住区域以外で使用するものであること。 (2) 負荷電流の特定されない電気機器（レセプタクル等）には接続しないものであること。 (3) 保護装置の定格又は設定値は、接続される電灯及び小型電気器具の最大負荷電流を基に決定すること。						
	<u>附則</u> (令和3年6月16日) (施行期日)						
	(a) 本改正後の心得は、令和3年6月16日から施行する。						

○6-1 船舶機関規則

(二重傍線の部分は新設部分)

	改	正	後	改	正	前	備考
附屬書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する 国際コード (IGF コード)	附屬書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する 国際コード (IGF コード)	附屬書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する 国際コード (IGF コード)		附屬書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する 国際コード (IGF コード)	附屬書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する 国際コード (IGF コード)	附屬書[15] ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する 国際コード (IGF コード)	
6. 3 一般 6. 3. 1～6. 3. 9 (略)	6. 3 一般 6. 3. 1～6. 3. 9 (略)	6. 3. 10 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置される場合 には、同配置場所の船舶の鋼材は、タンク接続部及びその他の漏洩源からの起こりうる漏洩に対し、ドリップトレイにより保護しなければならない。ドリップトレイの材料は、貯蔵される燃料の大気圧における温度に対応した設計温度を有するものでなければならない。船舶の鋼構造の保護については、タンクの通常の使用圧力を考慮しなければならない。	6. 3 一般 6. 3. 1～6. 3. 9 (略)	6. 3. 10 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置される場合 には、同配置場所の船舶の鋼材は、タンク接続部及びその他の漏洩源からの起こりうる漏洩に対し、ドリップトレイにより保護しなければならない。ドリップトレイの材料は、貯蔵される燃料の大気圧における温度に対応した設計温度を有するものでなければならない。船舶の鋼構造の保護については、タンクの通常の使用圧力を考慮しなければならない。	6. 3. 10 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置される場合 には、同配置場所の船舶の鋼材は、タンク接続部及びその他の漏洩源からの起こりうる漏洩に対し、ドリップトレイにより保護しなければならない。ドリップトレイの材料は、貯蔵される燃料の大気圧における温度に対応した設計温度を有するものでなければならない。船舶の鋼構造の保護については、タンクの通常の使用圧力を考慮しなければならない。	6. 3. 10 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置される場合 には、同配置場所の船舶の鋼材は、タンク接続部及びその他の漏洩源からの起こりうる漏洩に対し、ドリップトレイにより保護しなければならない。ドリップトレイの材料は、貯蔵される燃料の大気圧における温度に対応した設計温度を有するものでなければならない。船舶の鋼構造の保護については、タンクの通常の使用圧力を考慮しなければならない。	
MSC. I/Circ. 1605 統一解釈 (6. 3. 10) 1 液化ガス燃料に対する船舶の鋼材の保護 ドリップトレイの要否は、次に掲げる事項を考慮 の上、決定すること。 .1 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置 される場合、タンク接続部及びその他の漏洩源 からの漏洩に対して当該甲板を保護するための ドリップトレイを設置すること。 .2 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板より下方 に配置される場合であって、タンク接続部が開	MSC. I/Circ. 1605 統一解釈 (6. 3. 10) 1 液化ガス燃料に対する船舶の鋼材の保護 ドリップトレイの要否は、次に掲げる事項を考慮 の上、決定すること。 .1 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置 される場合、タンク接続部及びその他の漏洩源 からの漏洩に対して当該甲板を保護するための ドリップトレイを設置すること。 .2 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板より下方 に配置される場合であって、タンク接続部が開	MSC. I/Circ. 1605 統一解釈 (6. 3. 10) 1 液化ガス燃料に対する船舶の鋼材の保護 ドリップトレイの要否は、次に掲げる事項を考慮 の上、決定すること。 .1 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置 される場合、タンク接続部及びその他の漏洩源 からの漏洩に対して当該甲板を保護するための ドリップトレイを設置すること。 .2 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板より下方 に配置される場合であって、タンク接続部が開	MSC. I/Circ. 1605 統一解釈 (6. 3. 10) 1 液化ガス燃料に対する船舶の鋼材の保護 ドリップトレイの要否は、次に掲げる事項を考慮 の上、決定すること。 .1 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置 される場合、タンク接続部及びその他の漏洩源 からの漏洩に対して当該甲板を保護するための ドリップトレイを設置すること。 .2 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板より下方 に配置される場合であって、タンク接続部が開	MSC. I/Circ. 1605 統一解釈 (6. 3. 10) 1 液化ガス燃料に対する船舶の鋼材の保護 ドリップトレイの要否は、次に掲げる事項を考慮 の上、決定すること。 .1 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置 される場合、タンク接続部及びその他の漏洩源 からの漏洩に対して当該甲板を保護するための ドリップトレイを設置すること。 .2 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板より下方 に配置される場合であって、タンク接続部が開	MSC. I/Circ. 1605 統一解釈 (6. 3. 10) 1 液化ガス燃料に対する船舶の鋼材の保護 ドリップトレイの要否は、次に掲げる事項を考慮 の上、決定すること。 .1 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置 される場合、タンク接続部及びその他の漏洩源 からの漏洩に対して当該甲板を保護するための ドリップトレイを設置すること。 .2 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板より下方 に配置される場合であって、タンク接続部が開	MSC. I/Circ. 1605 統一解釈 (6. 3. 10) 1 液化ガス燃料に対する船舶の鋼材の保護 ドリップトレイの要否は、次に掲げる事項を考慮 の上、決定すること。 .1 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板上に配置 される場合、タンク接続部及びその他の漏洩源 からの漏洩に対して当該甲板を保護するための ドリップトレイを設置すること。 .2 液化ガス燃料貯蔵タンクが開放甲板より下方 に配置される場合であって、タンク接続部が開	

放甲板上に配置される場合、タンク接続部及び
その他の漏洩源からの漏洩に対して当該甲板を
保護するためのドリップトレイを設置するこ
と。

- .3 液化ガス燃料貯蔵タンク及びタンク接続部が
甲板下に配置される場合、全てのタンク接続部
をタンクコネクションスペース内に配置するこ
と。この場合、ドリップトレイを設置する必要
はない。

6.3.11・6.3.12 (略)

12.4 区域分類に関する規則

MSC.1/Circ.1605 統一解釈 (12.4及び12.5)

2.1 二元燃料機関及びガス機関のガス吸気弁の分
類に関しては、12.4に規定されている区域分類
に関する関連規格に従つたリスク評価を12.5に
掲げられている危険場所の区域の例にも同様に
適用して差し支えない。

2.2 二元燃料機関及びガス機関のガス吸気弁の分
類に関しては、12.4を参考とすること。なお、
本項に従つた追加の安全対策や付随するリスク
評価を実施することができない場合には、12.5
を適用した評価を実施することとして差し支え
ない。

12.4.1～12.4.3 (略)

12.5 危険場所の区域

12.4 区域分類に関する規則

(新設)

6.3.11・6.3.12 (略)

12.4.1～12.4.3 (略)

12.5 危険場所の区域

12.5.1	(略)	12.5.1	(略)
12.5.2	1種危険場所	12.5.2	1種危険場所
1種危険場所内に設置された計器及び電気機器は、1種危険場所に適したものであること	1種危険場所内に設置された計器及び電気機器は、1種危険場所に適したものであること	1種危険場所には次の区画又は区域等を含む	1種危険場所には次の区画又は区域等を含む
1. タンクコネクションスペース、燃料貯蔵ホールドスペース及びインターバリースペース	1. タンクコネクションスペース、燃料貯蔵ホールドスペース及びインターバリースペース	独立型タンクタイプCの燃料貯蔵ホールドベース	独立型タンクタイプCの燃料貯蔵ホールドベース
独立型タンクタイプCの燃料貯蔵ホールドスペース は通常1種危険場所として考慮しない。	独立型タンクタイプCの燃料貯蔵ホールドスペース は通常1種危険場所として考慮しない。	は通常1種危険場所として考慮しない。	は通常1種危険場所として考慮しない。
MSC.1/Circ.1605 統一解釈 (12.5.2.1) (新設)	MSC.1/Circ.1605 統一解釈 (12.5.2.1) (新設)	3.1 危険場所の分類上、全ての潜在的な漏洩源が タンクコネクションスペース内に配置され、かつ 、危険場所に通じる交通を持たないタイプC のタンクを含む燃料貯蔵ホールドスペースは、 非危険場所とみなされる。	3.1 危険場所の分類上、全ての潜在的な漏洩源が タンクコネクションスペース内に配置され、かつ 、危険場所に通じる交通を持たないタイプC のタンクを含む燃料貯蔵ホールドスペースは、 非危険場所とみなされる。
3.2 燃料貯蔵ホールドスペースがタンク接続部等 の潜在的な漏洩源を含む場合、当該スペースは1 種危険場所とみなされる。	3.2 燃料貯蔵ホールドスペースがタンク接続部等 の潜在的な漏洩源を含む場合、当該スペースは1 種危険場所とみなされる。	3.3 燃料貯蔵ホールドスペースがタンクコネクシ ョンスペースに通じる通常閉鎖されているボル ト締めハッチを含む場合、当該スペースは2種危 険場所とみなされる。	3.3 燃料貯蔵ホールドスペースがタンクコネクシ ョンスペースに通じる通常閉鎖されているボル ト締めハッチを含む場合、当該スペースは2種危 険場所とみなされる。
.2~.9 (略)	.2~.9 (略)	.2~.9 (略)	.2~.9 (略)
12.5.3 (略)	12.5.3 (略)	12.5.3 (略)	12.5.3 (略)

<p>15.10 通風に関する規則</p> <p>15.10.1 要求される通風量よりも通風量が減少した場合、航海船橋、継続的に人員が配置されている中央制御場所又は非常用制御場所に可視可聴警報を発しなければならない。</p>	<p>15.10 通風に関する規則</p> <p>15.10.1 要求される通風量よりも通風量が減少した場合、航海船橋、継続的に人員が配置されている中央制御場所又は非常用制御場所に可視可聴警報を発しなければならない。</p>
<p><u>MSC. 1/Circ. 1605 統一解釈 (15.10.1)</u></p> <p>4 通風装置が、作動時に要求される通風量を有していることを確認するための手段は、次に掲げるいずれかとすることができます。ただし、これらの手段と同等と認められる手段にあってはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> .1 負圧状態を検知することができる表示と共に通風装置の電動機又はファンの作動状態を監視。 .2 風量表示と共に通風装置の電動機又はファンの作動状態を監視。 .3 要求される空気流量が確保されていることを示す通風流量を監視。 	<p>15.10.2 (略)</p> <p><u>附 則 (令和3年6月16日)</u> (施行期日)</p> <p>(a) 本改正後の心得は、令和3年6月16日から施行する。</p>
	15.10.2 (略)